様式第２号

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

（あて先）

裾　野　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（法人名・代表者）　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

　今回の先着順による市有地売却に応募の申込みをするに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、先着順による市有地売却実施要領及び裾野市における公募、契約などに係る諸規定を厳守いたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

|  |  |
| --- | --- |
| 確　約　事　項 | |
| １地方自治法第238条の３に規定する公有財産に関する事務に従事する裾野市の職員ではありません。  ２現在、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定する者に該当しません。  ３過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げられた者に該当しません。  ４裾野市が行う市有地売却一般競争入札に関し、次の事実があった後2年を経過していない者ではありません。  　①入札を取り消されたことがある者  　②落札者として資格を取り消されたことがある者  　③申込みを取り消されたことがある者  　④正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者  ５裾野市契約規則第4条の規定に該当する者ではありません。  ６会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者ではありません。  ７売却物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第５条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者ではありません。  ８暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」）のほか、次に掲げる者ではありません。  　①入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者  　②暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）  　③法人でその役員等が暴力団員等であるもの又は暴力団員等がその経営に実質的に関与している者  　④自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等している者 | ⑤暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者  　⑥暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者  　⑦暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを不当に利用している者  　⑧ ①～⑦に掲げる者の依頼を受けて申込みをする者  ９次に掲げる不当な行為は行いません。  　①正当な理由がなく、当該応募の申込みを辞退すること。  　②買受人の決定において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。  　③買受人が契約を締結すること、または契約者が契約を履行することを妨げること。  　④契約の履行をしないこと。  　⑤契約に違反し、買受人として不適当と貴市に認められること。  　⑥契約に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。  　⑦社会的信用を失墜する行為をなし、買受人として不適当と認められること。  　⑧天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。  10買受人として不適当な次の行為は行いません。  　①暴力的な要求行為  　②法的な責任を超えた不当な要求行為  　③取引に関して脅迫的な行為をし、又は暴力を用いる行為  　④偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為  　⑤ ①～④に掲げる行為に準ずる行為  11申込資格及び買受人としての資格を確認するため、貴市が  裾野警察署長に個人情報の照会をすることについて承諾  します。  12貴市の公募、先着順による市有地売却実施要領、市有財産  売買契約書の各条項を熟読し、これらについてすべて承知  のうえに応募しますので、後日これらの事柄について貴市  に対し、異議は一切申し立てません。 |

（注意事項）

・連名で申込みをする場合は、申込人ごとに提出してください。

・法人の場合は、別紙「役員一覧」を添付してください。（申込資格及び契約の相手方(買受人)としての資格を確認する場合に必要なため）